

平成31年2月5日

所属長各位

市民政策部長

協働に関する調査について（お願い）

本市では、平成21年に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を制定し、市民参画と協働によるまちづくりを推進してきました。その具体的な方策のひとつが「協働事業提案制度」です。市民活動団体のアイデア等を活かした事業の提案を募集し、「市民と行政が対等な立場で事業に取り組むことで、多種多様な地域課題を解決し、決め細やかなサービスを提供する」ことを目的に、平成22年度から開始した同制度は、導入後8年を経過し、15件の提案を得て、内9件（テーマ設定型2件、自由テーマ型7件）が事業化され、里山保全や外国人の日本語学習支援、地域の文化資源の掘り起し等、地域課題の解決に寄与してきました。

しかしながら近年、提案がなされない傾向にあり、「市からのテーマ応募がない」「事業実施後の協働事業の展望や出口対策ができていない」等、様々な課題が指摘されています。

そこで、各所属における協働の捉え方や意識、今現在、協働による事業がどのように展開されているのか、また、協働事業提案制度事業終了後の状況などについてお伺いすることで、協働事業提案制度を実施するうえでの課題を明らかにするとともに制度のあり方を見直したく、下記調査を実施いたします。

つきましては、職務ご多忙のところお手数ですが、調査にご協力をお願いします。

記

1. 提出書類

- ① 協働に関する調査票（全課）
- ② 協働事業提案制度事業終了後の実施状況について（協働事業提案担当課のみ）
※採択後に辞退された事業および不採択事業についても回答をお願いします。
- ③ 平成26～30年度における市民活動団体等との連携・協働事業の実施状況調査票（全課）
※協働形態につきましては、エクセルファイル内の「協働の形態について（説明）」シートに説明を付けていますので、参照のうえ、ご記入ください。
※その他、予算化されていない事業で協働している事業がありましたら、併せて記入願います。
※該当がない場合は、メール本文にて実施がない旨お知らせください。

2. 提出期限 平成31年2月22日（金）まで

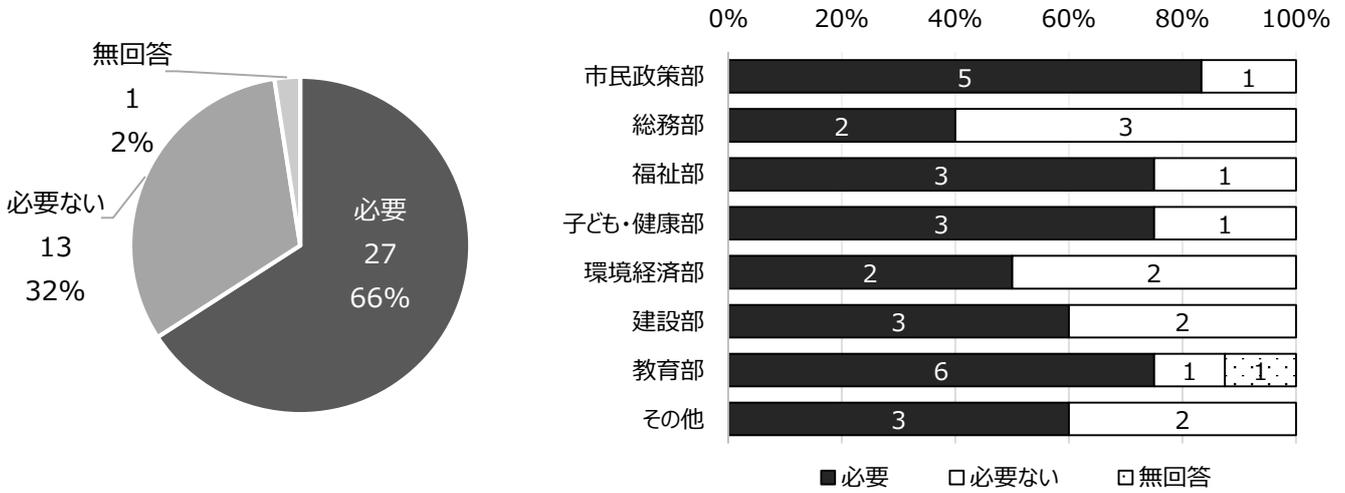
3. 提出先 別紙の様式により、下記までメールにて提出願います。

自治振興課 協働まちづくり係
mail:jichishinko@city.ritto.lg.jp
松本（PHS：70860）
島田（PHS：70870）

協働に関する調査報告書

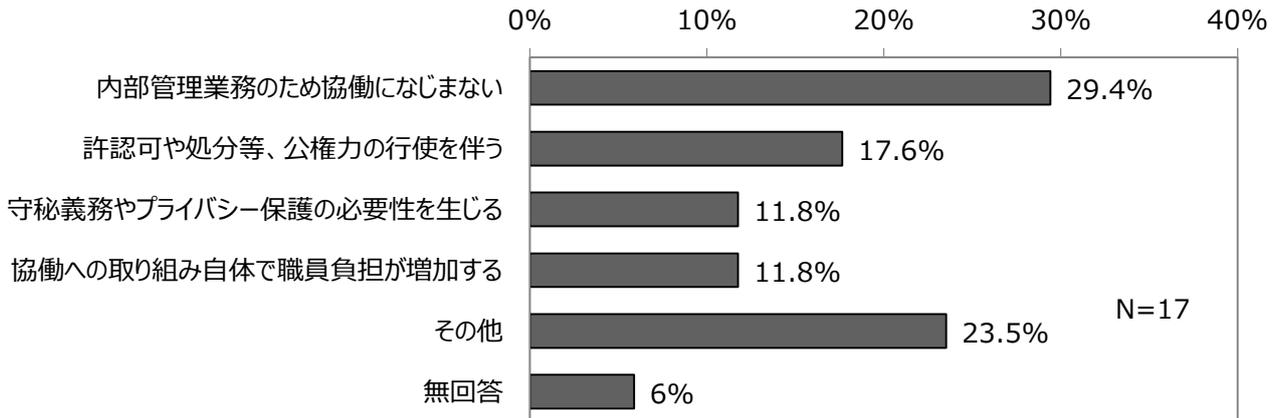
問 1. 所管業務に関して協働は必要ですか。

1. 必要 2. 必要ない→問 2 へ



問 2. 協働を必要としない理由は何ですか。(問 1 で 2 を選んだ所管課のみお答えください)

- 内部管理業務のため協働になじまない
- 許認可や処分等、公権力の行使を伴う業務であり、協働の余地はない
- 守秘義務やプライバシー保護の必要性を生じる業務のため協働できない
- 調整やプロセスなど協働への取り組み自体で職員負担が増加するなど、費用対効果が薄い
- その他 ()

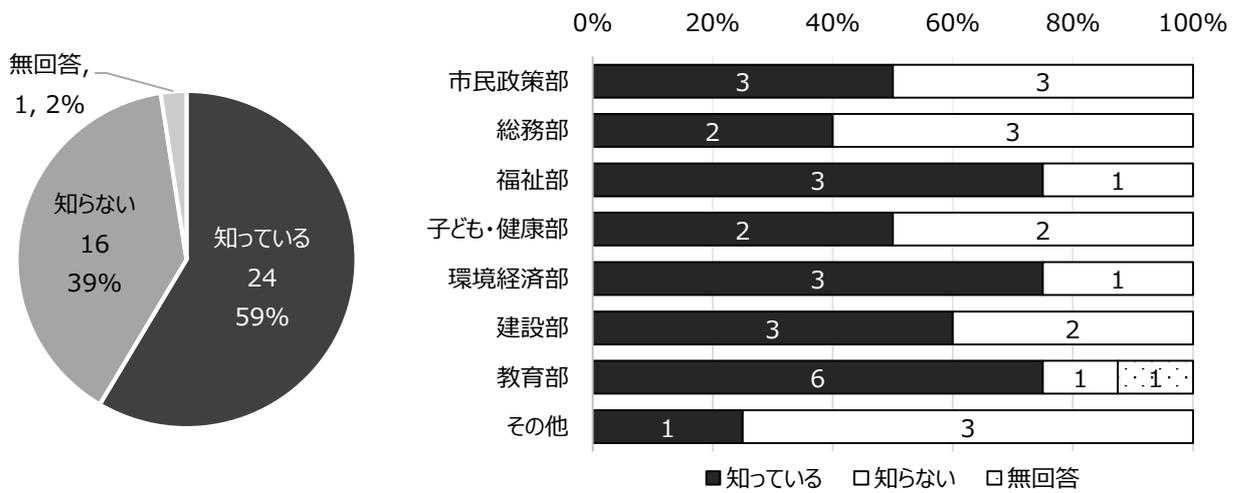


その他の回答

- 一般廃棄物処理施設であり、管理運営を委託しているため、協働の余地がない。
- 協働は条例で定めているもので必要性を問うものではない。こうした基本的考えのもとで必要ないと回答したのは、現行制度の内容のままで継続しようとするならばという前提。
- 委託業務で NPO と契約することがあるが、提案制度にのるような業務はない。
- 国及び県施行の事業のため

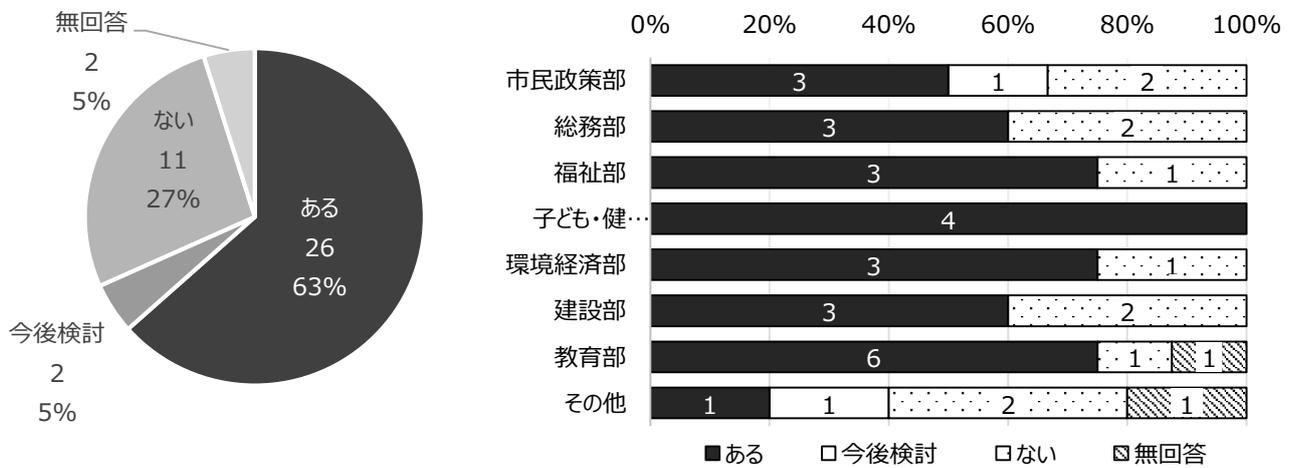
問 3. 課の業務と関わりのある活動を行っている市民活動団体をご存じですか。

1. 知っている 2. 知らない



問 4. 所管業務に関して「市民活動団体との協働」の視点から具体的な事業を検討したことがありますか。

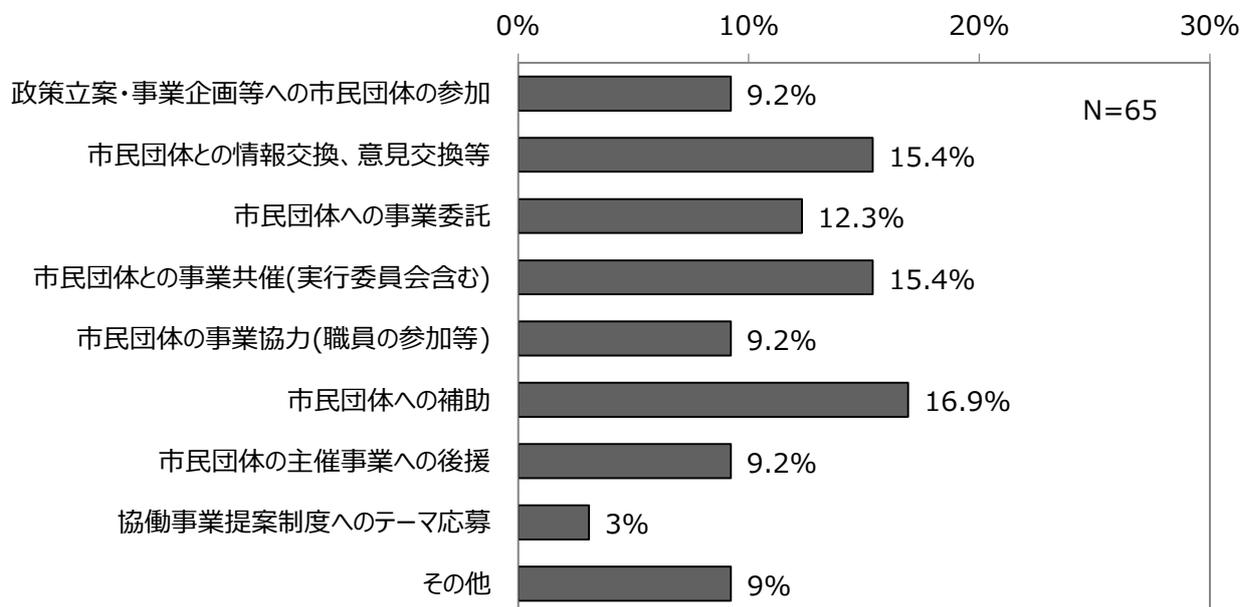
1. 検討したことがある→問 5 へ
 2. 現状では検討していないが、今後検討を予定している→問 5 へ
 3. 検討したこともないし、今後も検討するつもりはない



問 5. 「市民活動団体との協働」の視点からの事業は、下記のどのような形態に該当するものですか。

(複数回答可・問 4 で 1 と 2 を選んだ所管課のみお答えください)

1. 政策立案・事業企画等への市民活動団体の参加
2. 市民活動団体との情報交換、意見交換等
3. 市民活動団体への事業委託
4. 市民活動団体との事業共催(実行委員会含む)
5. 市民活動団体の事業協力(職員ボランティアの参加等)
6. 市民活動団体への補助
7. 市民活動団体の主催事業への後援
8. 協働事業提案制度へのテーマ応募
9. その他 ()

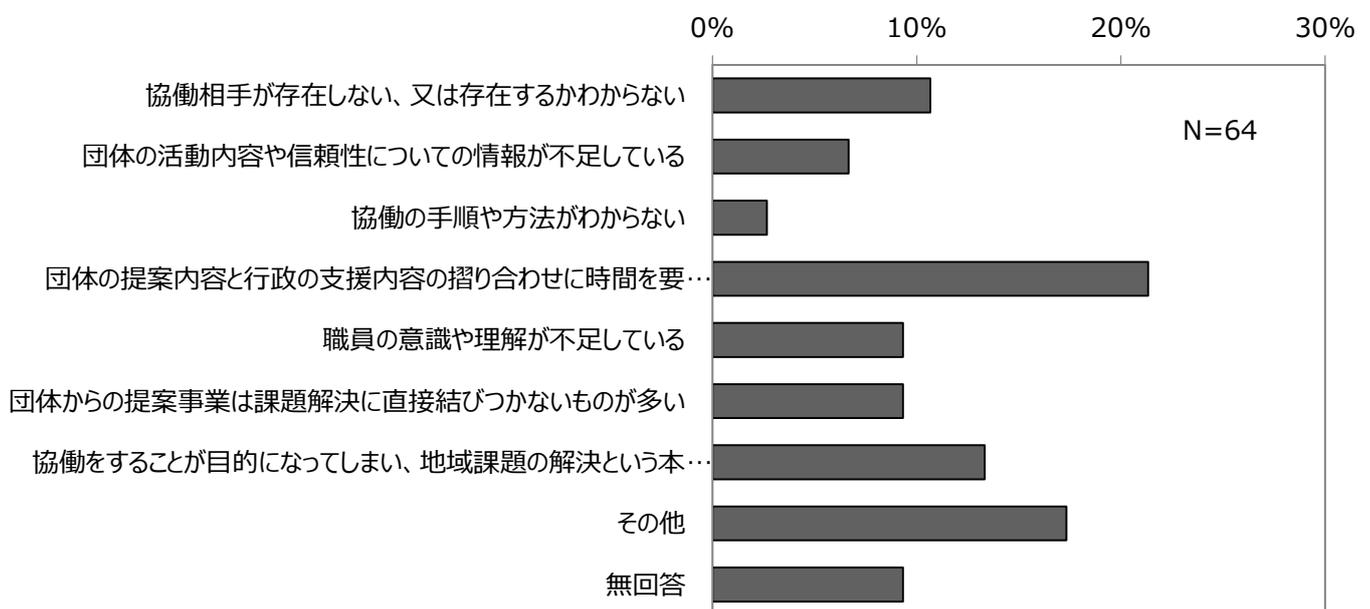


その他の回答

- 具体的な計画はない
- 発達障がい特性を持つ子どもを育てた保護者のボランティア相談支援
- 市民ボランティアの協力による事業の実施
- アドプト
- 栗太郎かぼちゃの栽培活動、草木の植樹、絵本読み聞かせなどボランティア的活動の園での受入れが中心

問 6. 協働によるまちづくりや市民活動団体との協働を進める上での課題は何ですか。(複数回答可)

1. 協働の相手となる市民活動団体が存在しない、又は存在するかどうかわからない
2. 市民活動団体は存在するが、活動内容や信頼性についての情報が不足している
3. 協働の手順や方法がわからない
4. 市民活動団体が提案する事業内容と行政の支援内容など、摺り合わせに時間を要する
5. 職員の意識や理解が不足している
6. 市民活動団体から提案される事業は、団体の活動の延長線で見られるものや、助成金的な意味合いのものが多く、地域課題の解決に直接結びつかないものが多い
7. 協働をすることが目的になってしまい、地域課題の解決という本来の目的が二の次になる
8. その他 ()



その他の回答

- 市民活動団体の構成員の高齢化やメンバーの増減、それらにともなう意識の変化
- 計画がない段階のため、課題はまだ挙がっていない。
- 発達障がい特性は個々に違いがあり経験からの助言は専門性に欠け支援に混乱を招く。
- 児童館において子育てや親育ちに関する支援活動を行う子育てサークルの減少
- 優先順位による。取組みについては一定の方針が必要だが定めていない。
- 地域課題が顕在化されていなくて、市民の課題意識も低い。
- 継続的な団体組織の運営手法
- (アドプトに関して) 路線に面した企業がない場合、なかなかやってもらえないことがある。
- 本来、それぞれの役割で事業を進めるはずが、逆に行政負担が大きくなったり、いろいろ求められたりして、あるべき姿になっていない。
- 行政側での団体等の受け入れにあたってのルール化が出来ていない

自由記述

市民参画と協働によるまちづくり及び協働事業提案制度の見直しに関し、ご提案やご意見がございましたら記入してください。

- 市民活動は、自発的な継続性をもち活動展開されていくものと思います。そのため、取り組みや参画の機会の提供等の情報発信が常に必要と思います。
-
- 団体や活動を知らないため、協働の内容も検討できない。
 - 本課の事業を増やすことは困難なため、委託という方法が考えられるが、信用に足るかが精査できる知識や判断材料がない。
 - 行政と市民がお互い求めていることや目標がちがうなどマッチングが難しいと考える。
 - もし、団体として運営体制（人員・財政・継続性など）や苦情・問い合わせへの対応などがしっかりしていない場合は、各々の課ではノウハウもなく支援ができない。
 - 市の各課が協働体制をつくるのに上記のような課題があり困難を感じる。
 - 今は、すでにある活動団体に助成されていますが、「こんなことがしたいが、どうしたらいいのか」という意見があった場合、団体の活動の運営の仕方などについては相談にのってあげることが自治振興課で可能ですか？
 - 市民の自主的活動による社会活動が増え、市民の身近になることで地域活性するとよいと思いますが、栗東市はそうした NPO 法人が少ないように思いますが、その要因はなんでしょうか。また、そうした団体の栗東市での活動支援や市で立ち上げ支援の現状はどうなのでしょう？今後、推進していく方向にあるのでしょうか？

【協働事業提案制度について】

- ここ近年における協働事業提案制度については事業応募が 1 件も提出されていない事象は非常に寂しく残念なことである。
- 協働事業に取り組む案件が挙がってこない要因は様々な要因が考えられるが、協働を行う双方（市側、市民団体側）に対しての情報不足が大きい要因の一つではないかと考えられる。
- 協働の取り組みに関しては、けして強制で実施するものではないが、まだまだ協働まちづくりに対する意識の熟度が浸透しきれていない現状の中では、応募待ちだけでは成立は難しいため、募集と併せて一定ニーズの掘り起こしを行うことも必要であり、双方から発信されたニーズ情報を掌握する中で、それらをコーディネートし、マッチングさせる機能が重要であることから、先ずはこの機能の強化を改めて見直し、意識改革や人材育成も含めて改善を図っていく必要がある。

雑感になってしまい申し訳ございませんが…。

ほんの少しでも参考にしていただければという思いを込めて、書かせていただきました。

平成30年5月30日に「シティプロモーションの始め方」という内容ではありましたが、大阪で研修を受講しました。11月7日に本市において職員向けに講演をいただいた東海大学教授の河井孝仁先生を中心とするスピーチやパネルディスカッションであり、刺激や感銘を受けました。

内容的には、まちづくりの先進地でもあり、全国的にも有名な奈良県生駒市の方や栃木県那須塩原市の方、尼崎市の方のスピーチ、那須塩原市と協働で活動しておられるNPO法人の方のお話しも聞くことができました。

具体的には、「シティプロモーションは、人を幸せに導く手法」、「行政の仕事とは、まちに関わるすべての人を幸せへと後押しすること」、「行政の限界と民の力」、「地域の魅力を引き出す」、「歴史や校歌にヒントがある」、「チャレンジする人を応援することで人がつながっているまち」など、協働っぽい内容であり、このように言葉で表すと簡単だが実現するにはかなりの労力と気力が必要になるものばかりで、しかし、やりがいがあるものだという印象を受けました。

協働事業提案制度の見直しについて、具体的にこうすればいいという意見ではありませんが、職員一人の力は本当に小さいものであり、また市民一人の力も小さいものだと思います。人が手と手をつなぎどんどん輪が大きくなっていき、レバレッジを効かせた活動ができればとても魅力あるまちになると思います。夢や希望に満ちた先進地事例を多く学び、栗東らしい「協働りっとう」の展開は、やはり必要だと思います。

協働事業に関しては、担当課と市民活動団体の方向性がマッチしていなければならず、そこが難しいところだと考えます。もし、近年の提案がないのであれば、協働事業を募集していること自体に無理があり、継続しようとする、自治振興課の積極的な情報収集とコーディネート力（働きかけや働きかけの仕方）が不可欠です。

協働事業提案でなくとも、広報課で取り組んでいる、りっとうミツケターの活動は、新たな市民団体の活動（新設）にもつながっているものであり、協働は、自治振興課を介さずとも、担当課次第でよい形に創り上げていくことも可能です。プレゼン等をせずとも、必要性が認められれば予算化できるので、協働事業提案のメリット（価値）を感じなければ、あえてしんどい所に担当課も入っていないのではないのでしょうか。

市として目指すのは、どんな形であれ、市民活動や協働が活発化することであると思うので、協働事業提案にこだわらずとも、目指す方向が広がっていくような政策を考えていくことができると思います。担当課（まとめ）は自治振興課になるのかもしれませんが、職員意識の改革なども含めて、市全体で取り組んでいくべき課題だと思います。

道路等の公共事業を計画する場合、市民生活や環境に大きな影響を及ぼす恐れがある場合にはPI手法を取り入れる場合があるが、事業施行者の判断によるため当課においては該当しない。

但し、計画に当たっては都市計画決定等の説明、縦覧や沿線自治会に説明会を開催することによって、利害関係者の意見を広く聴き計画に反映出来る機会を設けている。

また、PFIやPPPの手法もあるが、一般道路事業等にはなじまない。

道路、河川等の管理者となる場合は企業や自治会等とのアドプト制度がある。

● 市民参画協働によるまちづくり（推進条例）

- ・ 条例制定の際に、推進条例として「まちづくり条例」や「自治基本条例」の制定を目指すための条例と位置づけられていたが、こうしたビジョンが共有されていない。
- ・ 協働のまちづくりが形骸化されているだけでなく、行政改革もまったく進んでいない状況にある。
- ・ 例えば、人員不足等が課題としてあるにも関わらず、協働やアウトソーシングに向けた議論は一切進められておらず、人員不足を口実とした思考停止状態にあると思われる。

- ・広義の意味で「協働」には様々な形態があると考えられるが、本市の職場では、狭義の意味でしか「協働」を理解・共有していないのではないかと考えられる。本来ならば、協働担当課は、これらの意識啓発やマッチングなどを担うべきと考えられるが、進行管理と啓発（通信）のみでは、協働のまちづくりの必要性は浸透しないのではないかと。
- 協働事業提案制度
 - ・協働事業提案制度に向けては、実施年度に向けて長期間の申請手続きやプレゼンや報告会などが求められており、いわばハードルが高い制度になっている。（プロセスで市民参画や協働を学ぶことにつながる側面もあるため、否定するものではない）
 - ・その一方で、補助手続きが簡素な制度や、目的が今ひとつ不明な「元気創造まちづくり事業」がある状況を踏まえると、市民活動団体も協働事業提案制度を活用するインセンティブが働かないと考えられる。
 - ・他市では、ソーシャルインパクトボンド制度などにより協働を推進するなど、協働関係の構築をデザインするような試みも進みつつあるのが現状であり、補助金行政の全般に係る課題が内在していると考えられる。（相対的な視点で、協働事業提案制度は活用されにくい状況があり、これらを改善するためには、広い意味での補助金制度の改革が必要）
 - ・協働事業提案制度におけるサンセット方式は、事業期間完了後のサポート体制が不明確であり不十分であると考えられる。協働事業提案制度からスタートアップして、市の事業として継続実施するものもあって然るべきであり、補助期間満了でまちづくり活動が終わるという運用では、協働のまちづくりは育たないのではないかと。
- その他
 - ・協働によるまちづくりは、総合計画や総合戦略を始めとして、市の個別計画でも重視されるキーワードである。しかし、実態としては本調査が実施される状況のとおり、市民にも、市組織としても、浸透していないと考えられる。
 - ・画餅のような表現は避けるべきであり、協働のまちづくりを推進しないのであれば、総合計画などの上位計画や条例も削除すべきである。（協働のまちづくりを真に進めないのであればという意味であり、人口減少社会における地方分権社会を構築していくためには、無くてはならないものと考えられる。）

そもそも、市民参画と協働によるまちづくり推進条例は、“自治基本条例”を到達点とする中間的役割を果たすものであったと理解していますが、今もその方針に変わりないでしょうか？

- 各課それぞれ事業を進めている中で、必然的に市民・関係団体との協働事業が実施されており、必要な予算計上によって取り組んでいます。また、市の財政状況が厳しい中ですが、予算化する中で実施しているので年度当初の計画にのっとなって進めている中では、原則、必要がないと考えます。
 - 提案制度は、予算要求が通らなかった協働事業や、年度途中で予定にない協働事業などに対して、必要な予算を確保するためのものとしてよさがあるので、残しておく意味もあると思います。
 - 以上のことから、「募集」というより、「必要があれば申請を」というスタンスで残していただくことが望ましいかと考えます。（そんな予算の取り方はむずかしいと思いますが・・・）
-

- 自治体が担う公共サービスの提供において、協働事業、参画事業において、市民あるいは団体がどの程度関わりを持つのか、信頼性があるのか不確かなところがあります。

-
- 今必要、やりたいと団体側が思われても完成までに長い道のりがある。
 - 7月頃～9月頃プレゼン・修正・原課の予算化を経て、翌年度スタート。市民団体側としては敷居が高すぎるのではないか。
 - 職員側も使いづらい。テーマ型といっても、その機が熟すタイミングがあわない。
 - 元気創造事業・協働事業提案制度の整理が必要では
 - 協働において一般社団法人などとの関係、全体の流れの中でのあり方の整理、職員の理解を図っていくことが重要

-
- 協働によるまちづくりや市民活動団体との協働を進める上での課題の整理と、協働事業提案制度の課題の整理を混同しているのではないか。
 - 鏡文書「協働に関する調査について（お願い）」にあるとおり、協働事業提案制度の見直しを目的とするのであれば、この機会を活かし、同制度のあり方についても調査される方が良いのではないか。設問では、全く触れられていません。

例えば、下記のような設問があっても良いと思います。

- ・ 協働事業提案制度の実績を求める、または求められるあまり、制度を利用すること、させることが目的になっていないか。
- ・ 補助金がカットされた団体の活動費の受け皿として、協働事業提案制度を利用していないか。
- ・ 協働事業提案制度は、地域課題の解決という本来の目的が二の次になっていないか。
- 市民グループの設立支援やリーダーを育成する土壌づくりを目的とした、市民の交流の場や学習支援の機会があってもよいのではないかと思います。

「協働事業提案制度」を継続していく上での課題は、依頼文にある「事業実施後の協働事業の展望や出口対策ができていない」という一文や、問6の7.「協働をすることが目的になってしまい、地域課題の解決という本来の目的が二の次になる」という回答文に集約されているように感じます。

「協働事業提案制度」以外でも、「元気創造まちづくり事業」や（所管課は違いますが）「元気創造事業」にも共通することですが、通常の事業として予算を要求しても通らないものであっても、これらの冠をかぶせた事業であれば予算化されやすい傾向にあり、地域課題の解決という本来の目的を度外視して事業を実施した結果、事業の終了（＝予算措置が講じられる期間の満了）とともに先細りになることや、事業を継続することじたいが目的化してしまったりすることにつながっているのではないのでしょうか。

今回の提出書類②「協働事業提案制度事業終了後の実施状況について」を拝見していると、全15件の事業のうち、協働担当課が複数の課にまたがっているのは、2件のみです（歴史民俗博物館が協働担当課のものも含めて、いずれも不採択となっています）。「協働事業提案制度」はそもそも、「市民と行政が対等な立場で事業に取り組むことで、多種多様な地域課題を解決し、決め細やかなサービスを提供する」ことを目的として開始されたものという観点に立てば、上記2件の事業は何らかの地域課題を解決するために必要な事業とは判断されなかったと推測されますが、本当に解決する必要のある多種多様な地域課題に取り組み、決め細やかなサ

ービスを提供するためには、協働担当課が1つだけというのはいかにも心許ないように感じます。単独の課だけでは解決できないがために、課題が複雑化しているという見方もできるように思います。

現行の「協働事業提案制度」でも、主担当課以外にも副担当課を設けるなどの対応は可能と考えますが、主担当課としては関わりがないように見えても、課題解決のための提案や協力ができる場合や、提示された課題を解決するために活動している別の市民団体を紹介できる場合などもあるかも知れませんので、提案から採択・不採択を決定するまでの選考段階で、庁内 LAN を活用するなどの方法で、より多くの職員から意見を募る機会を設けてはいかがでしょうか。